

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件について（概要）

消防庁特殊災害室

1 改正の趣旨

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）は、大量の石油又は高圧ガスが貯蔵・取り扱われている区域を「石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）」として指定し、特別防災区域における災害の発生防止のため、総合的な防災対策の推進を図っている。

特別防災区域は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号。以下「区域令」という。）において指定されている。また、区域令において区域の指定の一部が主務大臣に委任されており、当該委任を受け、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和51年7月14日自治省・通商産業省告示第1号。以下「区域告示」という。）において区域が指定されているところである。

消防庁では、都道府県に対して特別防災区域の現況について毎年度調査を行っており、今年度の調査の結果、特別防災区域のうち、以下の地区について、区域の拡張、縮小等を行う必要性が明らかになったことから、区域告示において所要の改正を行うものである。

2 改正内容

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
2の2	石狩地区	北海道	地番の分筆
3	室蘭地区	北海道	特別防災区域の拡張
1 1	酒田地区	山形県	地番の分筆
1 2	広野地区	福島県	特別防災区域の拡張
1 3	いわき地区	福島県	特別防災区域の拡張、縮小、地番の分筆
1 4	鹿島臨海地区	茨城県	地番の分筆
4 8	水島臨海地区	岡山県	特別防災区域の縮小、地番の分筆
5 4	周南地区	山口県	特別防災区域の拡張
5 5	宇部・小野田地区	山口県	特別防災区域の拡張、縮小、地番表示の変更
5 9	番の州地区	香川県	地番の分筆
6 5の2 ～6 7	白鳥地区 ～福島地区	福岡県 長崎県	地区番号の変更（1号ずつ繰り下げ）
6 8	相浦地区	長崎県	特別防災区域の指定解除

※ 着色された地区は区域令改正を伴うもの

3 施行期日等

公布 令和元年12月20日（金）

施行 公布の日